

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年6月20日(2013.6.20)

【公開番号】特開2013-52302(P2013-52302A)

【公開日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-014

【出願番号】特願2012-278349(P2012-278349)

【国際特許分類】

A 45 D 34/04 (2006.01)

【F I】

A 45 D 34/04 515Z

A 45 D 34/04 510A

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月26日(2013.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

付加するための組成物(P)を収容し且つ拭き取り部材(8)を有する容器と、前記容器に収容した前記組成物を付加するためのアプリケータと、を含み、

前記アプリケータは、柄と該柄の一端のアプリケータ要素(6)とを含み、前記アプリケータ要素は、前記柄から横方向に突出し、かつプラスチック材料の少なくとも2つの分岐部(13)を有し、該分岐部の少なくとも1つは、少なくとも部分的にフロック加工され、前記分岐部は、それらの端部で接触してその間に空洞(12)を形成し、該空洞は、前記組成物を付加する際に使用するための前記アプリケータ要素の少なくとも1つの面を介して外側に開いており、前記空洞はまた、細長い形状であって前記分岐部に沿って延びており、前記分岐部は、前記アプリケータ要素が前記組成物を離れてから前記組成物が付加されるまでの間、前記アプリケータ要素が前記拭き取り部材(8)を通過するときに前記空洞が実質的に変形するのを防止するほど十分に剛性であり、前記拭き取り部材は、拭き取り開口部(11)を形成する拭き取りリップ部(10)を含む、

ことを特徴とするパッケージ及びアプリケータ具。

【請求項2】

前記空洞(12)は、該空洞(12)の長さの少なくとも半分に沿って前記アプリケータ要素の2つの対向する面の間を介して外に開いていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記空洞(12)は、少なくとも1つの平面において閉じた外形をなしており、

前記アプリケータ要素の幅は、少なくとも前記アプリケータ要素の長さの一部分に沿って前記アプリケータ要素の自由端に向けて増大し、前記アプリケータ要素の幅は、前記柄の直径よりも大きい、

ことを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記空洞(12)は、前記アプリケータ要素が結合した前記柄(4)の縦軸(X)と非ゼロの角度()を形成する平面と実質的に平行に延びていることを特徴とする請求項1

から請求項 3 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 5】

前記空洞（12）は、前記アプリケータ要素の長さ（b）の半分を超えて前記アプリケータ要素を通って延びていることを特徴とする請求項 1 から請求項 4 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 6】

前記組成物を付加するための前記アプリケータ要素の表面全体は、フロック加工されていることを特徴とする請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 7】

前記アプリケータ要素を前記空洞の平面と実質的に垂直な方向に見る時に、前記空洞の面積は、前記アプリケータ要素の外形で形成される面積の少なくとも 15 % を表していることを特徴とする請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 8】

前記分岐部（13）の 1 つは、断面において、少なくとも部分的に丸い形状をなしていることを特徴とする請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 9】

前記空洞（12）は、m が空洞の長さを表し、n がその最大幅を表す時に、3 に等しいか又はそれよりも大きい比 m / n を有する細長い形状をなしていることを特徴とする請求項 1 から請求項 8 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 10】

前記拭き取り部材（8）は、可撓性であることを特徴とする請求項 1 から請求項 9 のいずれか 1 項に記載の装置。